

# 鳥取県消費者行政推進連絡協議会設置要綱

## (設置目的)

第1条 県及び市町村が連携し本県の消費者行政を推進するため、鳥取県消費者行政推進連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第2条 協議会は、本県における消費者行政が円滑に推進されるよう、次の事項について協議する。

- 一 消費生活相談窓口の整備に関すること
- 二 消費生活に関する普及啓発に関すること
- 三 消費生活相談業務にかかる県と市町村の役割分担に関すること
- 四 消費生活相談窓口に従事する者の養成・実務能力の向上に関すること
- 五 その他消費者行政の推進のために必要な事項

## (組織)

第3条 協議会は、県と市町村の消費者行政担当課長（室長）で構成する。

2 協議会に、会長1名、副会長2名を置く。

3 会長は、鳥取県生活環境部くらしの安心局長の職にある者を充て、副会長は会員の中から会長がこれを指名する。

## (職務)

第4条 会長は、協議会を統括し、代表する。

2 協議会は、会長がこれを招集し、その議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

## (庶務)

第5条 協議会の庶務は、生活環境部くらしの安心局消費生活センターにおいて行う。

## (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、生活環境部長が定める。

## 附 則

この要綱は、平成21年4月28日から施行する。